



令和 7 年度 就学援助制度のご案内

橋本市では、橋本市立小学校・中学校及び県立古佐田丘中学校に就学する児童・生徒の皆さんが、学校で楽しく安心して勉強できるよう、以下の認定基準に該当し、認定された方に、給食費の無償化や学用品費などの援助を行っています。援助を希望される方は、学校へ申し出てください。

なお、秋の就学時健康診断でご提出いただいた新小学 1 年生の保護者のみなさま、令和 6 年 11 月から令和 7 年 2 月ごろ新規または継続の申請書をご提出いただいている在校生の保護者のみなさまについては、今回ご提出いただく必要はありません。

【対象者】

- ・令和 7 年度に橋本市立小学校・中学校に就学する児童生徒の保護者
- ・橋本市内に住所を有し、令和 7 年度に県立古佐田丘中学校に就学する生徒の保護者

【支給対象費目】

○学用品費等 ○校外活動費 ○修学旅行費 ○新入学用品費(新小学 1 年生、新中学 1 年生対象) など

【無償化費目】

○学校給食費(橋本市立小・中学校のみ免除対象)

※給食費無償化期間中は就学援助に関わらず全児童・生徒が無償化の対象となります。

★認定基準★

「新入学用品費」については基本令和 5 年中の家族全員の所得金額合計額、「新年度の学用品費など」については令和 6 年中の家族全員の所得金額合計額※注 1 が、生活保護法による保護基準額に基づき計算した額に満たない場合、ひとり親家庭の場合は、認定基準額に加算あり

【認定基準額の目安】

家族構成	目安収入月額(世帯合計)	
親 43 歳 親 36 歳 子 7 歳(小学生)	約 15 万円	
親 48 歳 親 42 歳 子 13 歳(中学生) 子 8 歳(小学生)	約 19 万円	
親 45 歳 親 41 歳 子 13 歳(中学生) 子 8 歳(小学生) 祖母 73 歳	約 22 万円	
親 36 歳 子 7 歳(小学生)	約 13 万円	ひとり親 加算【有】
親 42 歳 子 13 歳(中学生) 子 8 歳(小学生)	約 18 万円	
親 41 歳 子 13 歳(中学生) 子 8 歳(小学生) 祖母 73 歳	約 21 万円	



「ひとり親加算」をした額です

※注 1：令和 7 年 1 月 1 日時点で橋本市外に在住の方は、お住まいだった自治体が発行した課税証明書が必要です。令和 7 年度課税証明書は令和 7 年 6 月から取得できるため、取得後、学校または橋本市教育委員会へ提出してください。

また、申請書提出の時期によっては令和 6 年度、令和 7 年度両方の課税証明書が必要となる場合がありますので学校または橋本市教育委員会にご確認ください。

※所得額について：所得の申告をしていない方は、住民税申告をしてください。所得額を確認できないと認定が遅れてしまいますので、あらかじめご了承ください。(確定申告した方、給与所得のみで勤務先から橋本市へ給与支払報告書の提出があった方、公的年金等の所得のみの方については、所得の申告は不要です。)

※認定の通知について：継続申請された場合、令和 7 年度の認定の可否については令和 7 年 7 月頃、学校を通じて通知予定です。なお、通知時期については学校行事等で異なる場合があります。

(年度の途中で申請された場合は、申請月の翌月に認定の可否を通知します。)

《お問い合わせ先》橋本市教育委員会 学校教育課 学務係(TEL 0736-33-6115)